

「医療法」の規定による掲示

- 1 医療機関名
県民健康プラザ鹿屋医療センター
- 2 管理者名
院長 湯浅 敏典
- 3 診療に従事する医師名
各診療科に掲示
- 4 医師の診療日及び診療時間
月～金曜日(別掲のとおり) 午前8時30分～午後5時
- 5 建物の内部に関する案内
別掲のとおり

療養担当規則等に基づく厚生労働大臣が定める掲示事項

1 入院基本料に関する事項

当病院では、入院患者7人に対して1人以上の看護職員(看護師及び准看護師)を配置しています。また、入院患者25人に対して1人以上の看護補助者を配置しています。なお、各病棟の時間帯ごとの配置は下記のとおりです。

(1) 3階東 病棟

当病棟では、1日に12人以上の看護職員と2人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の看護職員の配置は次のとおりです。

- ・朝8時30分～夕方16時30分まで、1人当たりの受け持ち患者数は5人以内です。
- ・夕方16時30分～深夜0時30分まで、1人当たりの受け持ち患者数は10人以内です。
- ・深夜0時30分～朝8時30分まで、1人当たりの受け持ち患者数は10人以内です。

(2) 3階西 病棟

当病棟では、1日に12人以上の看護職員と1人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の看護職員の配置は次のとおりです。

- ・朝8時30分～夕方16時30分まで、1人当たりの受け持ち患者数は4人以内です。
- ・夕方16時30分～深夜0時30分まで、1人当たりの受け持ち患者数は8人以内です。
- ・深夜0時30分～朝8時30分まで、1人当たりの受け持ち患者数は8人以内です。

(3) 4階 病棟

当病棟では、1日に12人以上の看護職員と1人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の看護職員の配置は次のとおりです。

- ・朝8時30分～夕方16時30分まで、1人当たりの受け持ち患者数は6人以内です。
- ・夕方16時30分～深夜0時30分まで、1人当たりの受け持ち患者数は6人以内です。
- ・深夜0時30分～朝8時30分まで、1人当たりの受け持ち患者数は6人以内です。

2 入院診療計画, 院内感染防止対策, 医療安全管理体制, 褥瘡対策, 栄養管理体制, 意思決定支援及び身体的拘束最小化に関する事項

当病院では, 入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して, 患者さんに関する診療計画を策定し, 7日以内に文書でお渡ししています。また, 厚生労働大臣が定める院内感染防止対策, 医療安全管理体制, 褥瘡対策, 栄養管理体制, 意思決定支援及び身体的拘束最小化の基準を満たしています。

3 DPCに関する事項

当病院では, 入院医療費の算定に当たり, 包括評価と出来高評価を組み合わせて計算するDPC(診断群分類別包括評価制度)対象病院となっています。

※医療機関別係数 1.4252

(基礎係数1.0451+機能評価係数Ⅰ0.2967+機能評価係数Ⅱ0.0733+救急補正係数0.0101)

4 明細書の発行状況に関する事項

当病院では, 医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から, 領収書発行の際に, 個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また, 公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても, 明細書を無料で発行しております。

なお, 明細書には, 使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものであるので, その点ご理解いただき, ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて, 明細書の発行を希望されない方は, 会計窓口にてその旨お申し出ください。

5 医療DXの推進に関する事項

当病院では, 医療DX推進の体制を整え, オンライン資格確認等システムにより取得した医療情報(受診歴, 薬剤情報など)を活用することにより, 医療DXを通じた質の高い医療の提供に取り組んでおります。

正確な情報を取得・活用するため, マイナ保険証の利用に御協力をお願いいたします。

6 九州厚生局長への届出事項に関する事項

(1) 当病院は、次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

〔基本診療料〕	
医療DX推進体制整備加算3	一般病棟入院基本料（急性期一般入院料Ⅰ）
救急医療管理加算	診療録管理体制加算Ⅰ
医師事務作業補助体制加算Ⅰ（15対Ⅰ）	急性期看護補助体制加算（25対Ⅰ・看護補助者5割以上）
看護補助体制充実加算Ⅰ	療養環境加算
重症者等療養環境特別加算	医療安全対策加算Ⅰ（医療安全対策地域連携加算Ⅰ）
感染対策向上加算Ⅰ	患者サポート体制充実加算
ハイリスク妊娠管理加算	ハイリスク分娩管理加算
後発医薬品使用体制加算Ⅰ	データ提出加算2
入退院支援加算Ⅰ	認知症ケア加算3
せん妄ハイリスク患者ケア加算	精神疾患診療体制加算
地域医療体制確保加算	小児入院医療管理料4
〔特掲診療料〕	
心臓ペースメーカー指導管理料の注5に規定する遠隔モニタリング加算	がん性疼痛緩和指導管理料
がん患者指導管理料イ、ロ、ハ	乳腺炎重症化予防ケア・指導料
婦人科特定疾患治療管理料	夜間休日救急搬送医学管理料の注3に規定する救急搬送看護体制加算Ⅰ
外来放射線照射診療料	外来腫瘍化学療法診療料Ⅰ
開放型病院共同指導料	がん治療連携計画策定料
薬剤管理指導料	医療機器安全管理料
在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注2	先天性代謝異常症検査
HPV核酸検出及びHPV核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）	検体検査管理加算（Ⅱ）
心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算	時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
ヘッドアップティルト試験	CT撮影及びMRI撮影
外来化学療法加算Ⅰ	無菌製剤処理料
心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）	脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）
運動器リハビリテーション料（Ⅱ）	呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
がん患者リハビリテーション料	導入期加算Ⅰ
ストーマ合併症加算	内視鏡甲状腺部分切除，腺腫摘出術
内視鏡下甲状腺悪性腫瘍手術	経皮的の中隔心筋焼灼術
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術（リードレスペースメーカー）
大動脈バルーンポンピング法（IABP法）	胃瘻造設術
輸血管理料Ⅱ	輸血適正使用加算
人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算	胃瘻造設時嚥下機能評価加算

麻酔管理料(Ⅰ)	高エネルギー放射線治療
保険医療機関間の連携による病理診断	保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による術中迅速病理組織標本作成
看護職員処遇改善評価料76	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)
入院ベースアップ評価料95	
〔その他〕	
酸素の購入単価	

(2) 当病院は、入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。

7 医療情報取得加算に関する事項

当病院では、オンライン資格確認システムを導入しています。

マイナ保険証等の利用を通じて受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

8 ハイリスク分娩管理加算に関する事項

当病院における令和7年1月～12月の一年間の分娩件数は133件です。

配置医師数:4名, 配置助産師数:16名

9 後発医薬品使用体制加算に関する事項

当病院は、後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。後発医薬品の採用に当たっては、製品の品質、情報提供体制、安定供給等の検討を行い、当病院の採用条件を満たしたものを採用しています。

昨今の医薬品供給が不安定な状況により、医薬品の供給が不足した場合には、治療計画等の見直しなどの適切な対応を行います。

また、医薬品の供給状況によっては、患者さんへ投与する薬剤を変更する場合があります。このような場合には、対象となる患者さんへ十分な説明を行い対応いたします。

10 一般名処方加算に関する事項

当病院では、処方箋に薬剤の商品名ではなく、一般的名称(有効成分)を記載する「一般名処方」を行う場合があります。

これにより、医薬品供給不足等の状況でも、有効成分が同じ薬剤の中から供給可能な商品を選択することができ、患者さんの治療に必要な薬剤が提供しやすくなります。

11 外来腫瘍化学療法診療料に関する事項

当病院では、専任の医師、看護師または薬剤師が院内に常時1名以上配置され、当該診療科を算定している患者さんから電話等による緊急の相談に24時間対応できる体制が整備されています。

なお、急変時などの緊急時に、当該患者さんが入院できる体制が確保されています。

また、実施される化学療法のレジメン(治療内容)の妥当性を評価し、承認する委員会を開催しています。

12 保険外負担に関する事項

当病院では、次の項目について、別表1に記載している金額の負担をお願いしています。

- (1) 助産料
- (2) 文書料
- (3) 新生児オムツ料, 新生児ミルク料
- (4) その他の保険外負担

13 療養の環境に関する事項

- (1) 療養環境加算(算定開始日 平成21年8月1日)

当病院では、4階病棟の50床について療養環境加算を算定しています。対象となる患者さんについては、別に室料はいただいております。

- (2) 重症者等療養環境特別加算(算定開始日 平成20年4月1日)

当病院では、3階病棟及び4階病棟の4床について、重症者等療養環境特別加算を算定しています。対象となる患者さんについては、別に室料はいただいております。

- (3) 特別の療養環境の提供

当病院では、別表2に記載の特別室を使用される患者さんについては、別途、室料をいただいております。

- (4) 入院期間が180日を超える入院

当病院では、入院医療の必要性は低いが、患者さんの事情により180日を超えて入院する患者さんについては、180日を超えた日以後の入院料及びその療養に伴う世話、その他看護に係る料金として、1日につき2,730円を別途いただいております。

14 長期収載品(先発医薬品)の選定療養について

令和6年10月より、後発医薬品のある一部の先発医薬品(長期収載品)について、先発医薬品での処方を希望される場合には、通常の自己負担額とは別に特別の料金(先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当額)をお支払いいただくことになっています。

令和8年3月1日 県民健康プラザ鹿屋医療センター 院長

[別表1]

保険外負担について

負担金の種類	計算の単位	金額
助産料(時間内)	1子につき	163,000円
// (在胎週数22週未満)	//	151,000円
助産料(時間外)	//	180,000円
// (在胎週数22週未満)	//	168,000円
助産料(休日・深夜)	//	184,000円
// (在胎週数22週未満)	//	172,000円
文書料(普通診断書)	1通につき	2,020円
// (死亡診断書)	//	2,840円
// (健康診断書)	//	2,020円
// (特別診断書)	//	4,370円
// (普通証明書)	//	1,690円
// (特別証明書)	//	3,900円
// (死体検案書)	//	4,440円
新生児オムツ料	1日につき	480円
// (保育器使用時)	//	270円
新生児ミルク料	1日につき	120円
避妊リング挿入料	1回につき	33,000円
避妊リング抜去料	//	11,000円
避妊リング交換料	//	38,500円
新生児介補料	1日につき	3,810円
乳児介補料	//	570円
拡大新生児スクリーニング検査料	1件につき	10,890円
セカンドオピニオン	30分まで	5,500円
//	1時間まで	11,000円
診療録の写しの交付	1枚につき	10円
レントゲンフィルムの写し・CD-Rの交付	1枚につき	1,100円
ビン代(2ℓ)	1本につき	250円
口腔ケア用品		
歯ブラシ(やわらかめ)	1本	310円
歯ブラシ(ふつう)	//	220円
エンゼルセット		
お寝まき	1セット	4,290円
メイクセット	//	940円
セーフティセット及びメイクセット	//	3,080円

(令和7年11月1日現在)

[別表2] 保険外併用療養費

保険外併用療養費の種類	計算の単位	金額
室料(個室) 305号, 306号, 307号, 308号 336号, 337号, 338号, 340号 407号, 408号, 410号, 411号 433号, 435号, 436号, 437号	1日につき (ただし,助産に係るもの)	3,310円 (3,010円) (設備:洗面所,トイレ, ロッカー付き)
室料(特別室) 317号, 347号, 418号, 445号	1日につき (ただし,助産に係るもの)	5,870円 (5,340円) (設備:バス,トイレ, 冷蔵庫,ミニキッチン, テレビ付き)
長期入院料(入院期間が180日を超えた日以降後の入院)(注)	1日につき	2,730円

(注)長期入院料の入院期間には同一の傷病による他医療機関の入院日数も含まれます。ただし,次に掲げる場合を除きます。

- 1 難病患者等入院診療加算を算定する方
- 2 重症者等療養環境特別加算を算定する方
- 3 重度の肢体不自由, 脊髄損傷等の重度障害, 重度の意識障害, 筋ジストロフィー等の難病の状態にある方
- 4 悪性新生物に対する腫瘍用薬(重篤な副作用を有するものに限る)の投与を受けている方
- 5 悪性新生物に対する放射線治療を受けている方
- 6 ドレーン法又は胸腔若しくは腹腔の洗浄を受けている方
- 7 人工呼吸器を使用している方
- 8 人工腎臓, 持続緩徐式血液濾過又は血漿交換療法を実施している方
- 9 全身麻酔その他これに準ずる麻酔を用いる手術を受け, 当該疾病に係る治療を継続している方(手術日から30日間に限る)
- 10 末期の悪性新生物に対する治療を受けている方
- 11 呼吸管理を実施している方
- 12 常時頻回の喀痰吸引・排出を実施している方
- 13 肺炎等に対する治療を受けている方
- 14 集中的な循環管理が実施されている先天性心疾患等の方
- 15 15歳未満の方
- 16 小児慢性特定疾病医療支援を受けている方
- 17 育成医療の給付を受けている方
- 18 造血幹細胞移植又は臓器移植後の拒絶反応に対する治療を実施している方

(令和元年10月1日改定)